



北区「救急医療情報キット」

「救急医療情報キット」とは、ひとり暮らし高齢者の方などが自宅で救急車を呼び、医療行為を受ける際、必要となる「かかりつけ医療機関」、「服用している薬」、「持病」などの医療情報や緊急連絡先、健康保険証(写)などを専用の容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の緊急事態に、救急隊が迅速に適切な救急活動が行えるように備えます。

災害時にも、キットを避難所等へ持ち出して、情報を活用することができます。

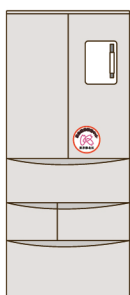
救急医療情報活用の流れ

急な病気やけがをした場合の例

1

救急通報

救急事態発生、
消防署に通報(119番)



救急車
お願いします



2

発見・確認

救急隊員が冷蔵庫の救急医療情報
キットを取り出し、医療情報を確認

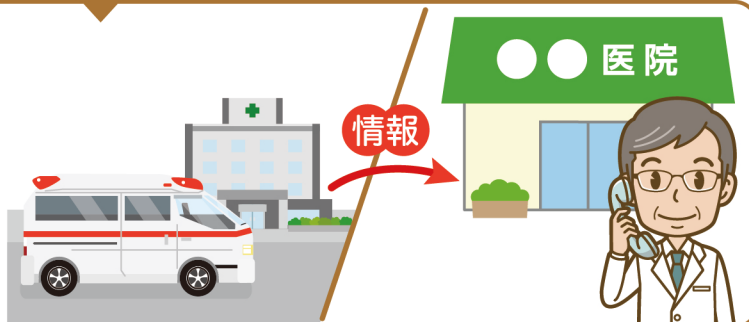


3

搬送

かかりつけ医療機関に搬送できない場合は、他の医療機関へ搬送

※搬送先の医療機関が、必要に応じてかかりつけの医療機関から情報を収集します。



心肺蘇生を望まない傷病者への対応

人生の最終段階における心肺蘇生については、救急隊が短時間でその内容を適切に評価することが困難であることから、傷病者本人の「心肺蘇生の実施を望まない意思」の確認は必ずかかりつけ医等に行います。救急情報記載内容だけを見て、かかりつけ医等に連絡せずに心肺蘇生を中止することはありません。

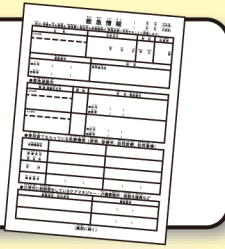
お問い合わせ先 北区福祉部

高齢福祉課高齢福祉係 ☎ 03(3908)1158
障害福祉課障害福祉係 ☎ 03(3908)9085

「救急医療情報キット」に入れるもの

① 救急情報用紙

- 緊急連絡先
- かかりつけ医療機関
- 持病・服薬内容などを記載



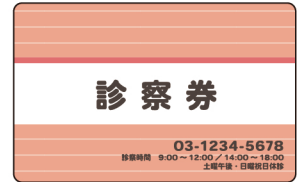
定期的に情報を更新しましょう！
正しい情報は迅速な救急活動につながります

② 本人の写真

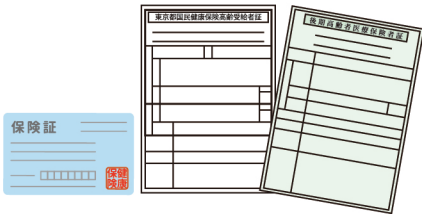
(本人が確認できるもの)



④ 診察券(写)



③ 健康保険証(写)



⑤ ● 薬剤情報提供書

- お薬手帳(写)
- 障害者手帳(写)



救急医療情報キットの取扱いについて

キットは冷蔵庫に保管してください。

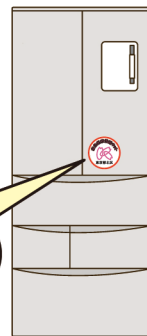
キット内に入っているシールは、救急隊員が発見しやすい場所に貼り付けてください。

キットの保管場所・シールの貼付場所



キットは
冷蔵庫の中

シールは
キットを保管している
冷蔵庫の扉の表側



シールは
玄関ドア
内側の上部

救急医療情報キットのご利用にあたっては、以下の点をご了承ください

玄関ドアの内側にシールが貼られている場合は、本人及び同居人等の同意を得ることなく、救急隊が冷蔵庫を開けて救急医療情報キットを取り出します。

救急医療情報キットは、救急隊が救急活動に必要と判断した場合に活用します。そのため、救急医療情報キットの保持者であることがわかっていても、その救急活動によっては活用されない場合があります。

救急活動において、搬送先の医療機関を決める場合、本人の状態によっては、救急情報用紙に記載されたかかりつけ医療機関に搬送されない場合があります。また、「救急隊・病院に伝えたいこと」についても必ずしも、そのとおり実行できない場合があります。

かかりつけ医療機関や緊急連絡先などに変更があった場合は、必ず救急情報を訂正してください。